

各市町放課後児童クラブ担当課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

### 抗原簡易キット配布事業に係る配布希望申込みについて

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（8月17日付け変更）において、これまで「医療機関や高齢者施設等」とされていた抗原簡易キットの配布事業に「保育所等」が追加されましたが、昨日、放課後児童クラブも配布対象とする旨、厚生労働省から連絡がありました。

つきましては、抗原簡易キットの配布を希望される場合には、以下の事項に御留意の上、期限までにお申込みいただきますよう、所管の放課後児童クラブに周知をお願いします。

ただし、国において在庫の範囲内での配布となるため、お申込みいただきましてもご希望に添えない場合がある旨併せてご周知願います。

#### 1 事業内容

|      |  |
|------|--|
| 事業目的 | <p><u>保育所等の従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう配布するものです。</u></p> <p>なお、出勤前に体調不良を自覚した場合は出勤せず、医療機関へ受診することを徹底してください。</p> <p>本事業で配布する抗原簡易キットは、<u>出勤後</u>に体調の悪化を自覚した場合などに使用するものです（職場での抗原簡易キットの使用は受診に代わるものではありませんので、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください）。</p>   |
| 対象施設 | 保育所、認定こども園（幼稚園型除く）、地域型保育事業所<br><u>放課後児童クラブ</u>   |
| 要件   | <p><u>抗原簡易キットによる検査を実施する時点で、下記体制を構築していること。</u></p> <p>連携医療機関と連携する体制（※1）があり、かつ、抗原簡易キットによる検査に関する研修（※2）を受講した職員がいること。</p> <p>※1 あらかじめ、医師による診療・診断を行うことができる体制（検査で陽性者があった場合に、施設が当該職員を何らかの形で受診させることができる）を確保することをいう。</p> <p>※2 厚生労働省がホームページで公開する、検査に関する研修資料（医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等）を理解した上で理解度確認テストを受検し所定の点を得ること。</p> <p>また、研修受講者の名簿を各施設で作成すること。</p> <p>【研修資料等】 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html</a></p> |

## 2 申込方法（配布を希望する場合）

下記パソコン URL もしくはスマートフォン QR コードから電子申請システムによりお申し込みください。

パソコン URL : <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1630029627047>

スマートフォン QR コード :



## 3 申込期限

令和3年9月2日（木）17:00まで

## 4 留意事項

- (1) 配布希望数については、梱包個数の関係から 10 個単位でご記載ください。配布数の目安は、従事者一人当たり 2 個を上限とします。ただし、国の在庫の範囲内での配布のため、ご希望数を配布できない場合があります。
- (2) 配布される抗原簡易キットの種別や有効期限、発送時期の指定はできません。
- (3) 配布した抗原簡易キットの使用実績について、実績報告が必要となります。報告方法は、ご応募のあった施設あて別途ご連絡します。
- (4) R3 年 8 月 20 日付けの厚生労働省事務連絡「保育所等へ配布した抗原簡易キットの取扱について」及び「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000799092.pdf>) をお目通しの上、お申し込みください。
- (5) その他(Q & A)
  - Q1. 「要件」にある 2 つの要件は申請時から満たす必要があるか。
    - A1. 申請の段階では要件を満たす必要はなく、抗原簡易キットを実際に使用するまでに体制を整えていけば差し支えない。
  - Q2. 従事者について正規雇用職員のみが対象となるか。
    - A2. 非正規雇用職員も対象となる。
  - Q3. 従事者について直接雇用職員のみが対象となるか。
    - A3. 直接雇用職員だけでなく、清掃員、ドライバー等の利用者と接する機会がある委託職員も対象となる。
  - Q4. 簡易キットの個数は施設の判断で決めることができるのか。
    - A4. 事務連絡に記載のとおり、配布数の目安は従事者一人当たり 2 個を上限とする。
  - Q5. 抗原簡易キットによる検査に関する研修について、研修を受ける職員（職種）は決まっているか。
    - A5. 医療従事者以外の者を対象とすることとされている。

|   |
|---|
| こども政策課こども企画班<br>電話 : 078-341-7711 (内線 : 2980、2864)<br>e-mail : kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp |
|---|